

茨城県立石下紫峰高等学校 部活動に係る活動方針

令和5年7月11日

1 部活動の基本的な考え方

- 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康増進、豊かな心や創造性の涵養においても極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務適正化が図られるよう、学校として組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

2 部活動の休養日の設定

- 学期中は週当たり2日以上を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 長期休業中に、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

3 部活動の活動時間

- 以下に示す通り、活動時間の柔軟な運用をする。
 - (1) 原則として1日の活動時間は、平日は2時間を上限、土日は4時間を上限とするが、週の上限内（週計12時間）で1日の活動時間を設定する。
 - (2) 大会に向けた土・日連続の活動許可の時期は以下の通りとする。
 - 大会3週間前から・・・美術
 - 大会4週間前から・・・陸上競技、バスケットボール、卓球、ハンドボール
ソフトテニス、サッカー、バレーボール
バドミントン、吹奏楽、書道
 - 大会6週間前から・・・硬式野球

※大会に向けた土・日連続の活動許可の期間の前後、または期間中において、本校の実情に応じた適切な休養日を設定する。

4 部活動の朝の活動

- 原則として、朝の活動は行わない。

5 部活動の熱中症対策

- 気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋内外の運動を原則として行わない等、適切に対応する。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- 校長は、茨城県高等学校体育連盟、茨城県高等学校野球連盟及び茨城県高等学校文化連盟等県内の文化活動に関わる組織並びに茨城県教育委員会が定める参加する大会数の上限の目安等を超えないことがないように、参加する大会等を精査する。